「OTSUKA GATE」サービス基本約款

【基本条項】

第1条(適用)

- 1. 「OTSUKA GATE」サービス基本条項(以下「本基本約款」といいます)は、「OTSUKA GATE」を無償・有償を問わずご利用いただくうえで必ず同意いただく条項です。契約者(以下「甲」といいます)は、株式会社大塚商会(以下「乙」といいます)に対し本基本約款に記載の内容について同意のうえ「OTSUKA GATE」を申込み、本基本約款に則って「OTSUKA GATE」を利用するものとします。
- 2. 甲は、本基本約款への同意に伴い、以下の各規約、特則、仕様書(以下総称して「本約款」といいます)についても同意するものとします。
 - (1)「OTSUKA GATE」利用規約(以下「本利用規約」といいます)は、
 - (2) 本サービスにおけるアカウント等の管理について甲の遵守すべき内容について記載する規約です。
 - (3)「OTSUKA GATE」有償機能利用特則(以下「本特則」といいます)は、
 - (4) 本サービスにおける有償機能の機能、金額等の提供条件や利用料金算定方法等について記載する特則です。
 - (5)「OTSUKA GATE 仕様書」(以下「本仕様書」といいます)は、
 - (6)「OTSUKA GATE」の利用条件、利用環境、サポート範囲について記載する仕様書です。
- 3. 本基本約款、本利用規約、本有償機能利用特則および本仕様書の間で内容が相違する場合は、本基本条項、本利用規約、本有償機能利用特則の順で優先して適用されるものとします。
- 4. 乙は本約款を随時変更できるものとし、最新版を下記 URL に掲示することで甲へ通知します。また、甲および甲の指示のもと「OTSUKA GATE」を利用する者は、掲示された本約款の最新版に対し、通知後の「OTSUKA GATE」利用をもって、同意したものとみなします。 甲が掲示される最新版に同意されない場合、乙が甲に対して「OTSUKA GATE」のサービス提供を終了することに同意するものとします。

https://cont.mypage.otsuka-shokai.co.jp/yakkan/otsukagate/otsukagate_kihon.pdf https://cont.mypage.otsuka-shokai.co.jp/yakkan/otsukagate/otsukagate_kiyaku.pdf https://cont.mypage.otsuka-shokai.co.jp/yakkan/otsukagate/otsukagate_yushou.pdf https://cont.mypage.otsuka-shokai.co.jp/yakkan/otsukagate/otsukagate_spec.pdf

第2条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

- (1)「OTSUKA GATE」とは、OTSUKA GATE に対応した各種サービスおよび乙以外の各種サービスに認証手段を提供する、認証サービスをいいます。
- (2)「本サービス」とは、乙が提供する認証サービスである「OTSUKA GATE」、および当該サービスに関する乙提供の甲の管理者向け問い合わせサービスをいいます。

- (3)「各種サービス」とは、OTSUKA GATE による認証に対応した乙が提供するサービス(お客様マイページを含みます。)をいいます。
- (4)「お客様マイページ」とは、乙が提供する各種サービス利用者等向けのポータルサイトをいいます。
- (5)「他社サービス」とは、OTSUKA GATE による認証に対応した乙以外が提供するサービスをいいます。
- (6)「サイトの利用条件」とは、下記 URL に記載した乙による本サービスの利用に際しクッキー等インターネット技術によるアクセス管理を「otsuka-gate.jp」のウェブサイトも対象にしたものをいいます。

https://www.otsuka-shokai.co.jp/usage/

- (7)「OTSUKA GATE 管理アカウント」とは、乙が甲に提供する OTSUKA GATE の、設定・管理 を行うためのアカウントをいいます。
- (8)「OTSUKA GATE アカウント」とは、OTSUKA GATE で管理され、認証の際に利用するメール アドレスをいいます。
- (9)「連携設定」とは、各種サービス、他社サービス、乙が指定する機器と OTSUKA GATE で認証 を行うため、お客様 OTSUKA GATE 環境と各種サービス、他社サービス、乙が指定する機器と の紐付けを行うことをいいます。
- (10)「管理者」とは、OTSUKA GATE 管理アカウントを用い OTSUKA GATE アカウントを登録し、甲を代表して利用者へ OTSUKA GATE アカウントを使用するよう指示する者をいいます。
- (11)「利用者」とは、甲および管理者からの指示ののもと、OTSUKA GATE アカウントを、各種サービスを利用する際の認証手段として OTSUKA GATE を利用する者をいいます。
- (12)「利用契約」とは、本約款に基づき甲乙間で締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (13) 「パスワード等」とは、OTSUKA GATE アカウントと組み合わせて、利用者とその他の者を 識別するために用いる符号等(符号、証明書、符号を代替するハードウェア製品等)をいいま す。
- (14) 「PHONE APPLI PEOPLE」とは、株式会社 Phone Appli(以下「Phone Appli」といいます)で提供する、Web 電話帳サービスをいいます。

第3条(本サービスの説明)

- 1. 本サービスは、以下の機能から構成されます
 - (1) 乙が定める各種サービスに対して、認証機能及び別途定める機能を無料で利用する機能(以下「基本機能」といいます)

「基本機能」には、以下のサービスも含まれるものとします。

- ・ 乙が本約款上で有償機能であると定めていない、OTSUKA GATE を利用するために必要な機能
- ・ お客様マイページ内、問合せフォーム経由による、管理者からの問合せ
- ・ 今後乙が提供する、本サービスにおいて無償で利用する機能 ただし、本サービスの利用開始に必要な OTSUKA GATE への初期設定作業は「基本機能」の中に含まれません。初期設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによります。別途、乙が提供するマニュアルをもとに甲が設定するか、乙に別途有償での設定代行作業を依頼する必要があります。
- Phone Appli が提供する Web 電話帳機能「PHONE APPLI PEOPLE」
 甲および利用者は、本サービスのお申込みをもって、Phone Appli が「PHONE APPLI PEOPLE」に関して定める「PHONE APPLI PEOPLE サービス利用規約」
 (https://phoneappli.net/agreement/papeople/) に同意したものとみなします。
 本「PHONE APPLI PEOPLE」は、Phone Appli およびその代理店が提供する PHONE APPLI PEOPLE と異なります。
- (2) 乙が別途定める他社サービスに対して、認証機能を有償で利用する機能(以下「他社認証機能」といいます)
- (3)認証機能による判別の方法として、証明書認証を有償で利用する機能、および、証明書認証で発行する証明書により乙が指定する機器と連携する機能(以下「証明書機能」といいます)
- (4) 認証機能へのユーザ登録を、Active Directory サーバから自動的に行う機能を有償で利用する機能、および、Active Directory サーバのパスワードを OTSUKA GATE で利用する機能、および、統合 Windows 認証を利用する機能、および、Active Directory サーバから Azure AD を経由したユーザ登録を自動で行う機能(以下「AD 連携機能」といいます)
- (5) 本サービスの OTSUKAGATE アカウント情報をもとに、利用者が他の利用者を検索、表示する機能のうち、有償で利用する機能(以下「PHONE APPLI PEOPLE」といいます)
 - ・ PHONE APPLI PEOPLE をスマートフォンなどの携帯端末で利用する機能
 - ・ 名刺データを電子化し登録・共有する名刺管理機能
 - ・ メッセージ送付ができる PHONE APPLI THANKS 機能
 - ・ 利用者の居場所を表示する PHONE APPLI PLACE 機能
 - ・ 電話連携機能 (PBX と連携する機能)
- 2. 前項で記載する内容は、乙の判断により随時追加、変更、削除する場合があることに甲は同意のう え本サービスを利用するものとします。なおその場合でも、第(1)号について無料から有償に変 更する場合には、変更の1年前までに乙から甲に対し告知するものとします。
- 3. 有償で利用する機能について、甲は、乙に対し特段の申し込みをすることなく、甲の作業により本サービス内で設定を行い、利用することが出来ます。有償で利用する機能に対し甲による設定が行われている場合、甲は乙に対し有償利用分を支払うことに同意のうえ設定を行ったものとします。乙は毎月末日に有償で利用する機能に対し甲による設定が行われていることを確認し、甲に対し請求を行います。

4. 有償で利用する機能について、甲は、「本有償機能利用特則」に記載の方法で算出・請求される金額を支払うことを同意するものとします。

第4条(本サービスの利用条件等)

甲は、乙が次に定める「OTSUKA GATE」の利用条件を満たすものとします。利用条件を満たさなくなった場合、甲は「OTSUKA GATE」の認証機能について利用を中止し、乙は甲による利用を中止させることができるものとします。

- (1) 本サービスは、乙が日本国内に設置した本サービス提供環境から、日本国内の法人向けに提供します。また、本サービスに登録される利用者は日本国内に属するものとします。
- (2) 本サービスのお申込みには、乙が甲との取引口座を開設している必要があります。
- (3)本サービスは、契約者ごとに1つの組織ドメインを対象とする1つの契約を甲乙間で締結する ものとし、複数の契約を甲乙間で締結しないものとします。 なお、乙が同意した場合この限りではありません。
- (4) 本サービスのお申込みにあたっては、組織ドメイン名(co.jp 等)のメールアドレスにより申し込みを行うものとします。プロバイダ提供のメールアドレスやフリーメールアドレス等を利用したお申込みの場合、本サービスを提供しません。
- (5)本サービスは乙が提供する各種サービスの管理者アカウント認証機能に利用される場合があり、本サービス利用の有無にかかわらず本サービスの認証機能が必要となる場合があります。 そのため、甲が本サービスの認証機能の利用を中止した場合であっても、乙が本サービスの環境削除を行わないことに甲は同意するものとします。

第5条(利用契約の締結)

- 1. 本サービスの利用契約は、甲が本約款に同意して乙所定の方法にて申し込み、かつ、乙がこの申し込みに対して承諾し、乙が「OTSUKA GATE」利用登録が完了した旨を甲に通知した時に締結され、甲は、当該通知受領後から本サービスを利用することができます。
- 2. 前項に基づく利用契約締結以降、無料、有償など甲の本サービス利用形態を問わず、本約款は、甲 および利用者に適用されるものとします。

第6条 (甲の義務)

- 1. 甲は、乙所定の申込方法により乙に申告した内容に変更があった場合、すみやかに、乙に届け出る ものとします。甲が前項に従った通知を怠ったことにより甲が通知の不到達その他の事由により損 害を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 甲は当社が通知する OTSUKA GATE 管理アカウントの情報等を厳重に管理保管するものとし、甲以外の第三者が利用可能な状態におかないものとします。
- 3. 本サービスの利用にあたり、無料、有償の場合を問わず、甲は、本約款に関して、甲に属する利用 者の同意を得ていることを保証するものとします。

4. 前項に反し、利用者の一部または全部が同意をせず、当該利用者から何らかの権利侵害や損害賠償等の請求や主張等がなされた場合、甲は、そのすべてを甲の責任と費用で解決し、乙に対し一切の迷惑や負担(弁護士費用を含みます)を及ぼさないことを約束するものとします。

第7条 (甲の禁止事項)

- 1. 甲は、乙が次に定める禁止事項を行わないこと、また、利用者に禁止事項を行なわせないことに同意するものとします。
 - ① 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為。
 - ② 乙の本サービス提供用コンピューターに保存されているデータを、乙に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為。
 - ③ 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与しまたは担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為。
 - ④ 乙と同種または類似の業務を行う行為、およびそれに類似する行為。
 - ⑤ 事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為。
 - ⑥ 本サービスで利用し得る情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為。
 - ② 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去または第三者の通信に支障を与える 行為、およびそれに類似する行為。
 - ⑧ 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為。
 - ⑨ 乙の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および乙の 運用するコンピューター、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支 障をきたす虞れのある行為。
 - ⑩ 乙もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ① その他各種サービスの利用を妨げる行為。

第8条(サービスの停止・中止等)

- 1. 乙は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限しまたは中止する措置を取ることがあります。
- 2. 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - ① 第7条各号のいずれかに該当すると乙が判断したとき。
 - ② 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - ③ 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、乙の業務の遂行または本サービスのために乙が設置する設備および電気通信サービスに支障を及ぼし、また及ぼす虞れのある行為をしたとき。
 - ④ 甲の本サービスにおける環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞れがある場合。

- ⑤ ①~④以外の事由で、本サービスの提供に支障があり停止事由に該当すると乙が合理的に判断 したとき。
- 3. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ① 本サービスのために乙が設置する設備および電気通信サービスのバージョンアップ上、保守上 または工事上やむを得ないとき。
 - ② 第8条1項の規定によるとき。
 - ③ 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - ④ 乙が本サービスの運用に影響を及ぼすと判断した不正なアクセス等があった場合。
 - ⑤ その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由があると乙が判断したとき。
- 4. 乙は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめ
- 5. その理由、実施期日および実施期間を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 6. 乙は、第8条で定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、甲また はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- 7. 乙は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、乙は甲に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第9条(乙による利用契約の解除)

- 1. 乙は、第8条第2項の規定により本サービスの利用を停止された甲が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
- 2. 乙は、甲が第8条第2項に該当する場合で、その事由が乙の業務の遂行上著しく支障があると認められる場合には、利用契約を解除することができます。
- 3. 乙は、甲が、本サービスの利用代金について、支払期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
- 4. 乙は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知します。
- 5. 乙は、甲が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除する ことができます。
 - ① 本利用約款および本基本条項、本利用規約の各条項に違反したとき。
 - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
 - ④ 破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき。
 - ⑤ 前4号の他、甲の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - ⑥ 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合。
 - ⑦ 解散または営業停止となったとき。
 - ⑧ 本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、乙に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。

- ⑨ その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき。
- 6. 甲は、前項各号のいずれか一つにでも該当した場合には、乙に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。
- 7. 甲は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、解除しようとする月の前月 20 日までに、所定の書式または専用のウェブサイトにより、その旨を乙に通知するものとします。 ただし、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合は、乙は甲に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

第10条(免責)

- 1. 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、甲または第三者に損害を与えた場合、乙はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- 2. 甲の本サービス上のデータが消失するなどして甲が不利益を被った場合であっても、乙は何らの責任も負わないものとします。
- 3. 乙は、本サービスの利用に関する甲のいかなる請求に対しても、その事由が発生したときから起算 して90日を経過した後は、応じられません。
- 4. 乙は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって甲に損害が生じた場合、乙は免責されるものとします。
- 5. 乙は、甲が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証しない ものとします。
- 6. 本サービスの使用により、甲が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用に おいて解決し、乙に損害を与えないものとします。

第11条(損害賠償)

- 1. 本サービスのうち、第3条で定める無償で利用する機能について、乙は、甲に対して、本条第3項 に規定された場合を除き、甲に発生したいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとしま す。
- 2. 本サービスのうち、第3条で定める有償で利用する機能について、乙は、甲に対して、本有償機能利用特則で定める範囲において、損害賠償責任を負うものとします。
- 3. 乙は、乙の責に帰すべき事由に起因して、本約款に定める個人情報に関する事故が生じた場合、当該事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとし、当該事故に直接起因する甲の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 甲が本約款に違反しまたは不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は、甲に対して、損害賠償請求ができるものとします。

第12条(秘密保持)

- 1. 甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方 方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、本サービスの利用契 約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。
- 2. 前項にかかわらず、甲および乙は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
- 3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
 - ① 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
 - ② 開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第13条(雑則)

- 1. 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、乙の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。
- 2. 本サービスにより乙が甲に対して提供するプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物、著作権、営業秘密、その他一切の知的財産権は、乙(以下、本条における乙には、本サービスのために乙が設置する設備を提供する第三者を含みます)に帰属します。
- 3. 甲は、本サービスにより乙から提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物について、乙の明示的な許可なく、複製、改変、削除等著作権者の権利を侵害する用途に利用することはできません。
- 4. 甲は、利用契約終了後、乙が要求する場合、乙から提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等に対し、消去、返却、裁断もしくは消却などの必要な機密漏洩防止措置を講じるものとします。
- 5. 乙は、本サービスに関わる OTSUKA GATE アカウントの情報等、電子データの管理について、乙の基準に基づき適切な安全管理措置とアクセス制御を講じます。なお、甲が甲の所持する端末に保存するデータのほか、本サービスにおいて前記の安全管理措置を講じえないデータについては、甲の責任において管理するものとします。
- 6. 本サービスは、複数のお客様を共有する機器・情報・システムで運用されており、サービス障害および情報漏洩を防止するため、甲または甲の委託先による実地確認はできないものとします。
- 7. 乙は、甲の承諾を得ることなく、機器の故障・停止時の復旧の便宜に備えて甲の記録した OTSUKA GATE アカウントの情報等、データを複製することがあります。
- 8. 甲および乙は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。

- 9. 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 10. 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。
- 11. 利用契約に関連した訴訟については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

第4版 20240101

第5版 20241029